

新型コロナウイルスに関する給付金 助成金

新型コロナウイルスの感染の収束が見えない状況は、私たちの生活に暗い影を落としています。オリンピックの延期など、我が国においても企業業績への被害がとて大きなものとなっています。事業運営に携わる皆様におかれましては、大変なご苦労があるかと思えます。また、新型コロナウイルスの感染に十分注意され、体調崩されませぬようご自愛ください。

この厳しい状況に対応すべく、国は、新型コロナウイルスに関し、補助金・助成金・融資その他の支援を進めています。

以下、主な制度について、「①資金繰り支援」「②労働局助成金支援」「③社会保険、労働保険料繰り延べ」の概要をご紹介します（2021年6月4日現在）。ぜひ活用いただきお役に立てていただけましたら幸いです。

※6月4日現在の情報です。制度の変更、終了など予想されますのであらかじめご了承ください。

①資金繰り支援

新型コロナウイルスに関する融資制度

■ 沖縄公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」

対象 最近1ヵ月間等の売上が前3年のいずれかの同期と比較して5%以上減少している方等

融資限度 中小事業6億円、国民事業8千万円

利率 当初3年間は基準金利から0.9%引き下げ（4年目以降は基準金利）

※利下げ限度は、中小企業：2億円、国民事業：4千万円

【問い合わせ先】 沖縄振興開発金融公庫本店 ☎098-941-1785 / ☎0120-981-827

■ 中小企業セーフティネット資金

融資対象 沖縄県信用保証協会の保証対象業種に属し、県内において1年以上継続して同一事業を営む中小企業者、協同組合等

融資限度 1企業、1組合当たり1事由につき3,000万円以内 **利率** 0.00%～1.6%

受付窓口 融資対象の分類により直接金融機関申し込む。又は市町村・商工会議所・商工会から融資対象認定書を取得後、直接金融機関に申し込む。

【問い合わせ先】 最寄りの商工会へお問い合わせ下さい。

■ 第7期 特措法に基づく緊急事態措置に係る休業要請等に伴う協力金

※第6期の申請期間は6月1日（火）から7月15日（木）

支給要件 次の(1)～(3)のいずれかを満たし、要請期間の全期間について要請に協力していること

(1) 通常営業時間が午前5時～午後8時を超えている酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケボックスや酒類の持ち込みを認めている飲食店を含む。以下同じ）

⇒休業又は酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめて営業時間を午前5時～午後8時までに短縮すること

(2) 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等⇒休業すること

(3) 通常営業時間が午前5時～午後8時を超えている酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等

⇒営業時間を午前5時～午後8時までに短縮又は休業すること

申請方法 電子申請（郵送等による申請は実施しません）

受付期間 7月19日（月）以降に受付を開始する予定です。

申請サイト 準備中



電子申請サポート窓口 ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、電子申請をサポートする窓口を設置します。（完全予約制）あくまでもスマートフォン・パソコンを利用できない方向向けの電子申請の操作の支援を行う窓口です。

※添付書類の内容や審査に関わる質疑には対応できません。

【窓口設置場所】

- ・名護市産業支援センター 2階（名護市大中1丁目19-24）
- ・沖縄コンベンションセンター 会議棟B棟（宜野湾市真志喜4丁目3-1）
- ・沖縄タイムスビル 1階（那覇市久茂地2丁目2-2）
- ・壺川ビル 1階（那覇市壺川3丁目2-6）
- ・県宮古合同庁舎 1階（宮古島市平良西里1125）
- ・県八重山合同庁舎 1階（石垣市真栄里438-1）



【問い合わせ先】

・対象地域、対象施設の考え方など、時短要請の内容に関すること

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部 ☎098-866-2014（平日9時～17時 ※土日祝祭日、慰霊の日を除く）

・協力金の申請方法、審査状況に関すること

感染症対策協力金コールセンター ☎0120-332-107（平日9時～17時 ※土日祝祭日、慰霊の日を除く）

・大規模施設等に対する協力金に関すること

感染防止経営支援課 ☎098-917-2872（平日9時～17時 ※土日祝祭日、慰霊の日を除く）

■ マル経融資（小規模事業者経営改善資金）

融資対象 新型コロナウイルス感染症の影響により直近1ヵ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者等

融資限度 通常の融資額+別枠1,000万円

利率 当初3年間は経営改善利率（経営基盤強化利率）-0.9% 4年目以降は経営改善利率

融資期間 設備資金：10年以内（4年以内） 運転資金：7年以内（3年以内） ※（ ）据置期間

【問い合わせ先】 沖縄振興開発金融公庫本店 ☎098-941-1785 / ☎0120-981-827 又は最寄りの商工会

■ 新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

融資対象 次のいずれにも該当する旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方

(1) 最近1ヵ月間の売上高が前年又は前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること

(2) 中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること

融資限度 別枠1,000万円以内（旅館業を営む方は、別枠3,000万円以内）

利率 基準利率 ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、特別利率融資期間 7年以内（2年以内） ※（ ）据置期間

【問い合わせ先】 沖縄振興開発金融公庫本店 ☎0120-981-827 / ☎098-941-1830

② 労働局助成金支援

■ 雇用調整助成金 従業員に支払う休業手当の一部を助成する制度。

助成額 休業手当又は賃金に相当する額の下記に区分による。 ※括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

中小企業

区分	～4月末	5月・6月・7月
原則的な措置	4/5 (10/10) 上限15,000円	4/5 (10/10) 上限15,000円
地域特例（※1） 業況特例（※2）	—	4/5 (10/10) 上限15,000円

※1 緊急事態宣言地域、まん延防止地域

※2 生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の事業主

大企業

区分	～4月末	5月・6月・7月
原則的な措置	2/3 (3/4) 上限15,000円	2/3 (3/4) 上限13,500円
地域特例（※1） 業況特例（※2）	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 上限15,000円

【問い合わせ先】

沖縄労働局 雇用調整窓口

☎098-868-4013

■ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

休業手当を受けることができない労働者に対する新たな給付制度

対象者 事業主から休業させられたが休業手当を受けられなかった中小企業の労働者

給付額 休業前賃金の80%（一日当たりの上限11,000円、令和3年5月からは飲食店等一部を除き9,900円）を休業実績に応じて支給

【問い合わせ先】 給付金コールセンター ☎0120-221-276

■ 両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症対応特例

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を規定し、取得させた事業主

助成額 1人あたり5万円 1事業主につき10人まで（上限50万円）

【問い合わせ先】 沖縄労働局雇用環境・均等室 ☎098-868-4403

③ 社会保険、労働保険料繰り延べ

■ 厚生年金保険料納付猶予制度

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは納付猶予、換価の猶予（差し押さえや売却による現金化）制度があります。分割して納付、延滞金の一部免除されます。

【問い合わせ先】 管轄年金事務所

プロフィール

ひがまさと
比嘉 正人氏

社会保険労務士法人
クローバー所属
特定社会保険労務士
キャリアコンサルタント
産業カウンセラー



■ 労働保険料納付猶予制度

災害の発生に伴い、財産に損失を受けた、代表者又は家族が病気又は負傷した場合や事業に著しい損失を受けた場合に納付猶予制度が設けられています。猶予期間中の延滞金が免除され、財産の差押さえや換価（売却）が猶予されます。

【問い合わせ先】 沖縄労働局労働保険徴収室 ☎098-868-4038